

協賛企業募集規約

第1条 目的

この規約は、シニア情報ポータルサイト運営協議会（以下「当協議会」という。）が運営する、シニア情報ポータルサイト「プラっと！」（以下「プラっと！」）の協賛に関し、必要な事項について定めるものです。

第2条 定義

- （1）「管理者」とは、シニア情報ポータルサイト運営協議会をいう。
- （2）「協賛者」とは、「プラっと！」の運営に協賛するものとして管理者が認めたものをいう。

第3条 協賛金

- （1）協賛を行う者は、別に定めがある場合を除き次に掲げる額を負担するものとする。
協賛金 年額 24,000 円（税別）
- （2）第1項に規定する額（以下「協賛金」）の有効期限は、原則として該当年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- （3）協賛金の支払いは原則として年額を一括で支払うものとする。
- （4）年度途中で協賛申込をした場合は、申込をした月から翌年の3月までの月数に2,000円（税別）を乗じた金額を一括で支払うものとする。
- （5）一度入金された協賛金は、理由の如何を問わず返金はしないものとする。ただし、協議会の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではない。
- （6）第1項の協賛金額については、協議会の総会による議を経て変更することができるものとするが、協賛者には事前通知を行い協賛者と協賛継続の協議を行うものとする。

第4条 協賛者の制限

協議会は、次の各号のいずれかに該当する者から協賛の申込みがあったときは、これを拒否することができる。

- （1）法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う者
- （3）消費者金融を営む者
- （4）賭博・ギャンブルに関する営業を行う者
- （5）法令に定めのない医療に類似する行為を行う者
- （6）その他広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められる者

第5条 協賛に伴う特典

- （1）「プラっと！」内に企業広告を掲示すること。
- （2）「プラっと！」内の関連団体一覧にバナーを掲示し、協賛者のホームページにリンクを貼ること。

- (3) 協賛者が主催するイベントや、商品、サービス等を含む広告記事の掲示については、年間を通じて通常の掲載料金から割引するものとする。なお、掲載回数の制限は設けない。
- (4) 前項(1)から(3)に関する特典において下記事項に該当する先へのリンク、または広告や広告記事の掲載を拒否することができるものとし、リンク、または広告や広告記事の掲載後に下記事項に該当すると判断した場合は、削除することができる。
- a 公序良俗に反するもの。
 - b 犯罪的行為を助長し、またはその実行を暗示するもの。
 - c 宗教団体・思想団体・無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘するもの。
 - d 猥褻な内容、または他の利用者に不愉快を生じさせるもの。
 - e 他の利用者や、協賛者または第三者の知的所有権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウなど）を侵害するもの。
 - f 他の利用者や、協賛者または第三者の財産、信用、名誉、プライバシーを侵害するもの。
 - g 法令に反するもの。
 - h 他の利用者や協賛者、または第三者に不利益を与えるもの。
 - i 他の利用者や協賛者、または第三者に対する誹謗中傷を含むもの。
 - j 本サービスの運用を妨げ、または協議会の信用を毀損するもの。
 - k 故意又は作為的に捏造された、事実と反する内容。
 - l その他協議会が不相当と判断するもの。

第6条 協賛申込

- (1) 協賛を行おうとする者は、「～秋田を楽しむ大人の情報サイト～プラっと！協賛申込書」（様式1）を、協議会に提出するものとする。
- (2) 協議会は申込内容について審査を行い、適当と認めたものを協賛者として登録する。
- (3) 協賛者は所定の手続きにより協賛金の支払いを行うものとし、請求書の発行から3か月以内に入金が認められない場合は、協賛を辞退したものとみなす。

第7条 その他この要項に定めるもののほか、必要な事項は協議会が定める。

付則

この規約は令和3年1月31日から施行する。

付則

この規約は令和4年4月1日から施行する